

表 4.2-45(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
019001	印籠池遺跡	外	020375	才村遺跡	外
019004	神出古窯址群	外	020376	蒲田城跡	外
019235	広谷遺跡	外	020377	蒲田遺跡	外
019247	大久保古窯址群	内	020378	山所群集墳 1 号墳	外
020106	青山 2 号窯跡	外	020379	山所群集墳 2 号墳	外
020107	青山 3 号窯跡	外	020380	山所群集墳 3 号墳	外
020108	青山 4 号窯跡	外	020381	山所群集墳 4 号墳	外
020109	青山 5 号窯跡	外	020382	山所群集墳 5 号墳	外
020110	青山 6 号窯跡	外	020383	山所群集墳 6 号墳	外
020111	青山 7 号窯跡	外	020384	山所群集墳 7 号墳	外
020112	青山 8 号窯跡	外	020385	山所群集墳 8 号墳	外
020113	出屋敷遺跡	外	020386	山所遺跡	外
020169	姫路城城下町跡	外	020387	山所廃寺	外
020171	富士才遺跡	外	020388	山所南遺跡	外
020172	野里門下層遺跡	外	020389	山崎城跡	外
020262	上原田遺跡	外	020390	稚児ヶ淵 1 号墳	外
020263	上原田廃寺	外	020391	稚児ヶ淵 2 号墳	外
020264	長谷遺跡	外	020392	付城山群集墳 1 号墳	外
020265	小川廃寺	外	020393	付城山群集墳 2 号墳	外
020322	檀特山遺跡	外	020394	付城山群集墳 3 号墳	外
020324	下太田遺跡	外	020395	付城山群集墳 4 号墳	外
020325	下太田廃寺	外	020396	付城山遺跡	外
020326	ツクワ遺跡	外	020397	辻垣内遺跡	外
020327	丁、柳ヶ瀬遺跡	外	020398	歌野橋遺跡	外
020338	和久遺跡	外	020399	英賀城跡	外
020339	坂出遺跡	外	020400	城田付城構跡	外
020340	茶屋遺跡	外	020401	栗木遺跡	外
020341	山戸遺跡	外	020402	加茂遺跡	外
020342	南山戸遺跡	外	020403	石ヤ田遺跡	外
020343	魚吹津構跡	外	020404	構石田遺跡	外
020344	古網干遺跡	外	020405	今在家平塚遺跡	外
020345	辺作遺跡	外	020406	タテノ遺跡	外
020346	山戸 4 号墳	外	020407	坂川遺跡	外
020347	山戸 1 号墳	外	020408	南雲遺跡	外
020348	薬司古墳	外	020409	構遺跡	外
020349	丁古墳群 1 号墳	外	020410	真福寺遺跡	外
020350	丁古墳群 2 号墳	外	020411	大塚遺跡	外
020351	丁山頂古墳	外	020412	大町遺跡	外
020352	丁古墳群 3 号墳	外	020413	東久保遺跡	外
020353	丁古墳群 4 号墳	外	020414	長越遺跡	外
020354	丁古墳群 5 号墳	外	020415	邸東遺跡	外
020355	勝山町古墳群 1 号墳	外	020416	西久保遺跡	外
020356	勝山町古墳群 2 号墳	外	020417	中地天神遺跡	外
020357	勝山町古墳群 3 号墳	外	020418	権現遺跡	外
020358	勝山町古墳群 4 号墳	外	020419	中ノ町遺跡	外
020359	勝山町古墳群 5 号墳	外	020420	大石橋遺跡	外
020360	則直 1 号墳	外	020421	辻堂遺跡	外
020361	則直 2 号墳	外	020422	鹿谷道遺跡	外
020362	才北山古墳	外	020423	出手遺跡	外
020363	削除 (020362 に統合)	外	020424	横枕遺跡	外
020364	京見山才 3 号墳	外	020425	東川遺跡	外
020365	京見山才 4 号墳	外	020426	石田遺跡	外
020366	京見山才 5 号墳	外	020427	カスカエ遺跡	外
020367	下野 1 号墳	外	020428	飯田カスカエ遺跡	外
020368	京見山才山頂第 1 列石群	外	020429	大鳥遺跡	外
020369	京見山才山頂第 2 列石群	外	020430	笹山田遺跡	外
020370	京見山才山頂第 1 号墳	外	020431	善慶田遺跡	外
020371	京見山才山頂第 2 号墳	外	020432	畑田遺跡	外
020372	京見山才山頂箱式棺群	外	020433	石ヶ坪遺跡	外
020373	才村古墳	外	020434	三宅遺跡	外
020374	才構跡	外	020435	竹の前遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

表 4.2-45(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
020436	浜田遺跡	外	020500	長塚古墳	外
020437	古屋敷遺跡	外	020501	見野廃寺	外
020438	生矢神社裏遺跡	外	020502	東土居遺跡	外
020439	小山遺跡	外	020503	大鳥古墳	内
020440	黒表遺跡	外	020504	オギ古墳	外
020441	橋詰遺跡	外	020505	見野群集墳 1 号墳	外
020442	手柄山北丘群集墳 2 号墳	外	020506	阿保百穴群集墳 1 号墳	外
020443	手柄山北丘頂上古墳	外	020507	小富士山遺跡	外
020444	山崎遺跡	外	020508	仁寿山 1 号墳	外
020445	堂田遺跡	外	020509	仁寿山山頂遺跡	外
020446	八反長遺跡	外	020510	河合家墓所	外
020447	丁田遺跡	外	020511	梅ヶ岡墓地前古墳	外
020448	法輪寺山遺跡	外	020512	打越山古墳	外
020449	村前遺跡	外	020513	仁寿山校跡	外
020450	四ッ池遺跡	外	020514	奥山大塚古墳	外
020451	町田遺跡	外	020515	兼田丸山古墳	外
020452	土山遺跡	外	020516	兼田 6 号墳	外
020453	千代田遺跡	外	020517	才田遺跡	外
020454	村淵遺跡	外	020518	国府山城跡、甲山遺跡	外
020455	君田遺跡	外	020519	ヒジ倉遺跡	外
020456	南畝町遺跡	外	020520	西通り遺跡	外
020457	豊沢遺跡	外	020521	甲山経塚跡	外
020458	北条遺跡	外	020522	御旅山 1 号墳	外
020459	豆腐町遺跡	外	020523	御旅山 2 号墳	外
020460	朝日町遺跡	外	020524	御旅山 3 号墳	外
020461	神屋町遺跡	外	020525	御旅山 4 号墳	外
020462	市之郷遺跡	外	020526	御旅山 5 号墳	外
020463	市之郷廃寺	外	020527	御旅山 6 号墳	外
020464	駅前町遺跡	外	020528	御旅山 7 号墳	外
020465	本町遺跡	外	020529	御旅山 8 号墳	外
020466	阿保構跡	外	020530	御旅山 9 号墳	外
020467	八重鉾山構跡	外	020531	御旅山 12 号墳	外
020468	坂元山 1 号墳	外	020532	御旅山 13 号墳	外
020469	坂元山 2 号墳	外	020533	冬木遺跡	外
020470	坂元山 3 号墳	外	020534	継遺跡	外
020471	坂元山 4 号墳	外	020535	東山焼窯跡	外
020472	坂元山 5 号墳	外	020536	的形大鳥遺跡	内
020473	坂元山 7 号墳	外	020537	北山河遺跡	内
020474	坂元山 8 号墳	外	020538	的形城跡	外
020475	坂元山 9 号墳	外	020539	赤坂城跡	外
020476	坂元山 10 号墳	外	020540	丸山古墳	内
020477	宮山古墳	外	020541	八家遺跡	内
020478	坂元山南麓遺跡	外	020542	南山田遺跡	外
020479	坂元山遺跡	外	020543	えびす島遺跡	外
020480	上鈴山古墳	外	020544	木庭山群集墳 1 号墳	外
020481	中鈴山古墳	外	020545	木庭山群集墳 2 号墳	外
020482	播磨国分寺跡	外	020546	木庭山群集墳 3 号墳	外
020483	播磨国分尼寺跡	外	020547	木庭山群集墳 4 号墳	外
020484	播磨国分尼寺周辺遺跡	外	020548	福泊城跡	外
020488	山之越古墳 (第 3 古墳)	外	020549	梅山古墳	外
020489	国分寺台地遺跡	外	020550	中山 1 号墳	外
020490	国分寺構跡	外	020551	中山 2 号墳	外
020491	御着城跡	外	020553	向山古墳	外
020492	妙見神社遺跡	外	020555	志吹池窯跡	外
020493	真福寺西方遺跡	外	020556	佐土新宮わき古墳 1 号墳	外
020494	前東代遺跡	外	020557	佐土新宮わき古墳 2 号墳	外
020495	大村千軒遺跡	外	020558	三ツ塚古墳 (佐土新村前古墳)	外
020496	桶山陣跡	外	020559	新池遺跡	外
020497	火山群集墳 1 号墳	内	020560	東芝崎遺跡	外
020498	本郷遺跡	外	020561	別所村前遺跡	外
020499	見野遺跡	外	020562	志ノ坪遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

表 4.2-45(3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
020563	東壇遺跡	外	020788	阿保百穴群集墳 6 号墳	外
020564	別所構跡	外	020789	阿保百穴群集墳 7 号墳	外
020565	別所山 1 号墳	外	020790	阿保百穴群集墳 8 号墳	外
020566	別所山 2 号墳	外	020791	阿保百穴群集墳 9 号墳	外
020567	別所裏山古墳	外	020792	阿保百穴群集墳 10 号墳	外
020568	北宿遺跡	外	020793	阿保百穴群集墳 11 号墳	外
020569	大塩遺跡	外	020794	阿保百穴群集墳 12 号墳	外
020570	高木遺跡	外	020795	阿保百穴群集墳 13 号墳	外
020571	阿保遺跡第 1 地点	外	020796	阿保百穴群集墳 14 号墳	外
020573	阿保遺跡第 2 地点	外	020797	阿保百穴群集墳 15 号墳	外
020574	村東遺跡	外	020798	阿保百穴群集墳 16 号墳	外
020575	大淨口遺跡	外	020799	仁寿山 2 号墳	外
020576	豆田遺跡	外	020800	仁寿山 3 号墳	外
020577	南通り遺跡	外	020801	仁寿山 4 号墳	外
020578	池ノ下遺跡	外	020802	仁寿山 5 号墳	外
020579	阿保下長、永河原遺跡	外	020803	仁寿山 6 号墳	外
020580	市之郷長堤遺跡	外	020804	仁寿山 7 号墳	外
020581	山戸 2 号墳	外	020805	仁寿山 8 号墳	外
020582	山戸 3 号墳	外	020806	仁寿山 9 号墳	外
020583	山戸 5 号墳	外	020807	仁寿山 10 号墳	外
020584	山戸 6 号墳	外	020808	仁寿山 11 号墳	外
020585	山戸 7 号墳	外	020809	仁寿山 12 号墳	外
020586	山戸 8 号墳	外	020810	仁寿山 13 号墳	外
020587	山戸 9 号墳	外	020811	仁寿山 14 号墳	外
020588	山戸 10 号墳	外	020812	仁寿山 15 号墳	外
020589	山戸 11 号墳	外	020813	仁寿山 16 号墳	外
020590	山戸 12 号墳	外	020852	青山群集墳 1 号墳	外
020591	山戸 13 号墳	外	020853	青山群集墳 2 号墳	外
020592	山戸 14 号墳	外	020854	青山群集墳 3 号墳	外
020593	山戸 15 号墳	外	020855	青山群集墳 4 号墳	外
020594	山戸 16 号墳	外	020856	青山群集墳 5 号墳	外
020595	山戸 17 号墳	外	020857	青山群集墳 6 号墳	外
020596	山戸 18 号墳	外	020858	青山群集墳 7 号墳	外
020760	下野 2 号墳	外	020868	小丸山 1 号墳	外
020761	下野 3 号墳	外	020869	小丸山 2 号墳	外
020762	下野 4 号墳	外	020870	小丸山 3 号墳	外
020763	下野 5 号墳	外	020871	小丸山 4 号墳	外
020764	下野 6 号墳	外	020872	手柄山北丘遺跡	外
020765	付城山群集墳 5 号墳	外	020874	手柄山北丘群集墳 3 号墳	外
020766	付城山群集墳 6 号墳	外	020875	手柄山北丘群集墳 4 号墳	外
020767	付城山群集墳 7 号墳	外	020876	手柄山北丘群集墳 5 号墳	外
020768	付城山群集墳 8 号墳	外	020877	手柄山北丘群集墳 6 号墳	外
020769	火山群集墳 2 号墳	内	020878	手柄山北丘群集墳 7 号墳	外
020770	火山群集墳 3 号墳	内	020879	手柄山北丘群集墳 8 号墳	外
020771	火山群集墳 4 号墳	内	020880	手柄山北丘群集墳 9 号墳	外
020772	火山群集墳 5 号墳	内	020881	手柄山北丘群集墳 10 号墳	外
020773	火山群集墳 6 号墳	内	020882	手柄山北丘群集墳 11 号墳	外
020774	火山群集墳 7 号墳	内	020883	手柄山北丘群集墳 12 号墳	外
020775	火山群集墳 8 号墳	内	020884	手柄山南丘遺跡	外
020776	火山群集墳 9 号墳	内	020885	手柄山南丘群集墳 1 号墳	外
020777	火山群集墳 10 号墳	内	020886	手柄山南丘群集墳 2 号墳	外
020778	見野群集墳 2 号墳	外	020887	手柄山南丘群集墳 3 号墳	外
020779	見野群集墳 3 号墳	外	020888	手柄山南丘群集墳 4 号墳	外
020780	見野群集墳 4 号墳	外	020889	兼田遺跡	外
020781	見野群集墳 5 号墳	外	020890	兼田 1 号墳	外
020782	見野群集墳 6 号墳	外	020891	兼田 2 号墳	外
020783	見野群集墳 7 号墳	外	020892	兼田 3 号墳	外
020784	阿保百穴群集墳 2 号墳	外	020893	兼田 4 号墳	外
020785	阿保百穴群集墳 3 号墳	外	020894	兼田 5 号墳	外
020786	阿保百穴群集墳 4 号墳	外	020895	奥山 2 号墳	外
020787	阿保百穴群集墳 5 号墳	外	020896	大鳥 2 号墳	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

表 4.2-45(4) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
020897	飾磨高等学校周辺遺跡	外	040033	幣塚古墳	外
020898	御旅山 14 号墳	外	040034	奥辻ヶ内散布地	外
020899	大塩古墳	外	040035	新池ノ内散布地	外
020907	青山 1 号窯跡	外	040036	北浦池古墳	外
020910	川島遺跡	外	040037	宮東散布地	外
020911	北春日遺跡	外	040038	長坂寺遺跡	外
020912	西山遺跡	外	040039	鴨谷池古窯跡群 1 号窯	外
020913	峠山遺跡	内	040040	中尾新田古墳	外
020914	西浜遺跡	内	040041	錦が丘古墳	外
020915	北山遺跡 A 地点	外	040042	錦が丘散布地	外
020916	日の上遺跡	外	040043	錦が丘第 2 散布地	外
020917	日笠山 1 号墳	外	040044	寺山遺跡	外
020918	日笠山遺跡 A 地点	外	040045	寺山古墳	外
020919	仏心寺境内石棺所在地	外	040046	龍池ノ下散布地	外
020921	御旅山八幡神社御旅所前石棺所在地	外	040047	龍池ノ下第 2 散布地	外
020922	荒神社境内石棺所在地	外	040048	五反田散布地	外
020923	美土呂公園内石棺所在地	外	040049	五反田第 2 散布地	外
020924	新羅神社前石棺所在地	外	040050	西見里散布地	外
020925	福円寺境内石棺所在地	外	040051	栗林散布地	外
020926	光明寺跡	外	040052	大溝ノ上散布地	外
020930	西段遺跡	外	040054	金輪寺畑散布地	外
020932	家中遺跡	外	040056	浜散布地	外
020936	小婦方遺跡	外	040058	魚住古窯中尾川支群 1 号窯	外
020937	宮ノ浦遺跡	外	040059	高見散布地	外
020940	湯田遺跡	外	040060	皿池遺跡	外
020943	恵美穂遺跡	外	040061	出張遺跡	外
020944	鶴ヶ峰 1 号墳	外	040062	西島遺跡	外
020945	鶴ヶ峰 2 号墳	外	040063	赤根川遺跡	外
020946	石ツミ遺跡	外	040067	東原散布地	外
020949	郷着遺跡	外	040068	東原第 2 散布地	外
040001	池之下散布地	外	040069	皿池ノ下散布地	外
040002	稗沢池古墳	外	040070	嶋道散布地	外
040003	石圃散布地	外	040071	嶋道第 2 散布地	外
040004	上ノ川散布地	外	040072	嶋道第 3 散布地	外
040005	岡ノ下散布地	外	040073	嶋道第 4 散布地	外
040006	高野散布地	外	040074	金ヶ崎粘土採取地	外
040007	源太塚	外	040075	赤根川・金ヶ崎遺跡	外
040008	東山の上古墳	外	040076	赤根川・金ヶ崎窯	外
040009	向之川散布地	外	040077	奈良松散布地	外
040010	佛道散布地	外	040078	奈良松第 2 散布地	外
040011	池ノ下 1 号墳	外	040079	奈良松第 3 散布地	外
040013	荒内散布地	外	040080	大池下散布地	外
040014	今池ノ脇散布地	外	040081	大池東散布地	外
040015	今池ノ脇散布地	外	040082	大池東第 2 散布地	外
040016	東山ノ口散布地	外	040083	大池東第 3 散布地	外
040017	山口ノ西散布地	外	040084	西大池散布地	外
040018	中ノ池ノ内散布地	外	040085	片山散布地	外
040019	イ子井遺跡	外	040086	金ヶ崎遺跡	外
040020	イ子井散布地	外	040087	文五郎塚古墳	外
040021	上村北散布地	外	040088	金ヶ崎古墳	外
040022	村東散布地	外	040089	西脇遺跡	外
040023	相々遺跡	外	040090	鳥ヶ谷遺跡	外
040024	瀬戸田散布地	外	040091	宮ノ前散布地	外
040025	鳥喰西散布地	外	040092	報恩寺跡	外
040026	鳥喰西第 2 散布地	外	040093	細長散布地	外
040027	小池散布地	外	040094	山ノ下遺跡	外
040028	宮ノ前散布地	外	040095	八十島ノ内散布地	外
040029	西宿散布地	外	040096	西脇散布地	外
040030	向井散布地	外	040097	主池遺跡	外
040031	上北代散布地	外	040098	喰ヶ池遺跡	外
040032	清水新田窯跡	外	040099	新築池遺跡	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

表 4.2-45(5) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
040114	大窪散布地	外	040340	魚住古窯跡群	外
040126	江井島散布地	外	040342	魚住清水遺跡	外
040210	村ノ北遺跡	外	040344	魚住住吉遺跡	外
040211	鴨谷池古窯跡群 2 号窯	外	040346	清水西遺跡	外
040212	鴨谷池古窯跡群 3 号窯	外	040348	八木遺跡第 2 地点	外
040213	鴨谷池古窯跡群 4 号窯	外	040351	江井島遺跡	外
040214	鴨谷池古窯跡群 5 号窯	外	040352	古代山陽道清水第 3 地点	外
040215	鴨谷池古窯跡群 6 号窯	外	040353	東野町遺跡第 2 地点	外
040216	鴨谷池古窯跡群 7 号窯	外	040354	高落遺跡	外
040217	鴨谷池古窯跡群 8 号窯	外	110001	山之上遺跡	内
040218	鴨谷池古窯跡群 9 号窯	外	110002	神野城山遺跡	外
040219	鴨谷池古窯跡群 10 号窯	外	110005	宮山遺跡	外
040220	鴨谷池古窯跡群 11 号窯	外	110008	東神古遺跡	外
040236	魚住古窯中尾川支群 2 号窯	外	110010	溝之口遺跡	外
040237	魚住古窯中尾川支群 3 号窯	外	110012	望塚 (盆塚)	外
040238	魚住古窯中尾川支群 4 号窯	外	110016	今福遺跡	外
040239	魚住古窯中尾川支群 5 号窯	外	110017	長砂遺跡	外
040240	魚住古窯中尾川支群 6 号窯	外	110018	樋之口遺跡	外
040241	魚住古窯中尾川支群 7 号窯	外	110019	大日山遺跡	外
040242	魚住古窯中尾川支群 8 号窯	外	110020	播磨堂遺跡	外
040243	魚住古窯中尾川支群 9 号窯	外	110023	聖陵山古墳	外
040244	魚住古窯中尾川支群 10 号窯	外	110034	宮山大塚古墳	外
040245	魚住古窯中尾川支群 11 号窯	外	110049	池ノ尻古墳	外
040246	魚住古窯中尾川支群 12 号窯	外	110050	成福寺 1 号墳	外
040247	魚住古窯中尾川支群 13 号窯	外	110051	成福寺 2 号墳	外
040248	魚住古窯中尾川支群 14 号窯	外	110052	西田池 1 号墳	外
040249	魚住古窯中尾川支群 15 号窯	外	110053	西田池 2 号墳	外
040250	魚住古窯中尾川支群 16 号窯	外	110054	西田池 3 号墳	外
040251	魚住古窯中尾川支群 17 号窯	外	110055	宮山 1 号墳	外
040252	魚住古窯中尾川支群 18 号窯	外	110056	宮山 2 号墳	外
040253	魚住古窯中尾川支群 19 号窯	外	110057	宮山 3 号墳	外
040254	魚住古窯中尾川支群 20 号窯	外	110058	宮山 4 号墳	外
040255	魚住古窯中尾川支群 21 号窯	外	110060	宮山 6 号墳	外
040256	魚住古窯中尾川支群 22 号窯	外	110061	城山 1 号墳	外
040257	魚住古窯中尾川支群 23 号窯	外	110062	西条 1 号墳	外
040258	魚住古窯中尾川支群 24 号窯	外	110063	西条 2 号墳	外
040259	魚住古窯中尾川支群 25 号窯	外	110064	西条 3 号墳	外
040260	魚住古窯中尾川支群 26 号窯	外	110065	西条 4 号墳	外
040261	魚住古窯中尾川支群 27 号窯	外	110066	西条 6 号墳	外
040262	魚住古窯中尾川支群 28 号窯	外	110067	西条 7 号墳	外
040263	魚住古窯中尾川支群 29 号窯	外	110068	西条 9 号墳	外
040264	魚住古窯中尾川支群 30 号窯	外	110069	西条 10 号墳	外
040265	魚住古窯中尾川支群 31 号窯	外	110070	西条 12 号墳	外
040266	魚住古窯中尾川支群 32 号窯	外	110071	西条 13 号墳	外
040267	魚住古窯中尾川支群 33 号窯	外	110072	西条 14 号墳	外
040268	魚住古窯中尾川支群 34 号窯	外	110073	西条 21 号墳	外
040269	魚住古窯中尾川支群 35 号窯	外	110074	西条 21 - 2 号墳	外
040270	魚住古窯中尾川支群 36 号窯	外	110075	西条 23 号墳	外
040301	久保窯	外	110076	西条 24、26、27、28、30 号墳	外
040304	古代山陽道福里地点	外	110077	西条 25 号墳	外
040305	古代山陽道辻ヶ内地点	外	110078	西条 29 号墳	外
040306	古代山陽道清水地点	外	110079	西条 31 号墳	外
040307	古代山陽道清水第 2 地点	外	110080	西条 32 号墳	外
040314	錦が丘散布地	外	110081	西条 34 号墳	外
040315	大谷遺跡	外	110082	西条 35 号墳	外
040325	池ノ上遺跡	外	110083	西条 36 号墳	外
040326	古代山陽道北澤地点	外	110084	西条 37 号墳	外
040328	注連郷遺跡	外	110085	西条 38 号墳	外
040329	北ノ前遺跡	外	110086	西条 39 号墳	外
040336	塚之脇遺跡	外	110087	西条 40 号墳	外
040337	宮之前遺跡	外	110088	西条 51 号墳	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

表 4.2-45(6) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^(注)	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^(注)
110089	西条 52 号墳	外	110513	野村古窯跡 2 号窯	外
110090	西条 53 号墳	外	110528	松岡青羅墓	外
110091	西条 58 号墳	外	110550	野村古窯跡 3 号窯	外
110092	西条 59 号墳	外	110551	野村古窯跡 4 号窯	外
110093	西条 61 号墳	外	110555	長畑遺跡	外
110094	西条 61 - 2 号墳	外	110611	天神前遺跡	外
110118	石守 1 号墳	外	110614	鶴林寺	外
110119	水足 1 号墳	外	110615	猫池遺跡	外
110212	尾上遺跡	外	110617	良野遺跡	外
110213	浜の宮遺跡	外	110618	天王山遺跡	外
110214	野新村古窯跡 1 号窯	外	110621	教信寺	外
110215	野新村古窯跡 2 号窯	外	110622	栗津大年遺跡	外
110216	野新村古窯跡 3 号窯	外	110623	天王山 1 号窯	外
110218	美乃利遺跡	外	110624	天王山 2 号窯	外
110220	古大内遺跡	外	110625	天王山 1 号墳	外
110223	野口廃寺	外	110626	天王山 2 号墳	外
110224	溝之口廃寺	外	110628	東沢 2 号墳	外
110225	石守廃寺	外	110629	東沢中遺跡	外
110226	西条廃寺	外	110630	東沢 1 号墳	外
110227	古堂廃寺	外	110631	神野大林古窯跡 1 号窯	外
110229	西条蔵骨器群	外	110632	神野大林古窯跡 2 号窯	外
110230	西条土壙墓	外	110633	神野大林古窯跡 3 号窯	外
110233	野新村古墳	外	110634	坂元遺跡	外
110235	野新村 1 号墳	外	110635	神野北山遺跡	外
110238	下村古墳	外	110636	大野遺跡	外
110241	古大内城跡	外	110637	大塚遺跡	外
110242	西条城跡	外	110641	前谷遺跡	外
110243	石弾城跡	外	110642	東沢 5 号墳	外
110245	横倉城跡	外	110643	石町中世墓	外
110246	安田構居跡	外	110644	片山遺跡	外
110247	稲屋構居跡	外	110645	皿辻遺跡	外
110248	石守構居跡	外	110647	西田池南遺跡	外
110249	手末構居跡	外	170001	西坂遺跡 A 地点	外
110250	高田構居跡	外	170002	西坂遺跡 B 地点	外
110257	砂部構居跡	外	170003	西坂遺跡 C 地点	外
110258	一色構居跡	外	170004	西坂遺跡 D 地点	外
110259	野口城跡	外	170005	西坂遺跡 E 地点	外
110260	長砂構居跡	外	170006	寺尾 1 号窯	外
110261	細田構居跡	外	170007	寺尾 2 号窯	外
110262	尾上構居跡	外	170008	北春日遺跡	外
110263	加古川城跡	外	170009	中山田・池ノ内遺跡	外
110276	平津構居跡	外	170010	菜切遺跡	外
110282	水足 2 号墳	外	170011	北脇 1 号墳	外
110287	成福寺 3 号墳	外	170012	北脇 2 号墳	外
110288	成福寺 4 号墳	外	170013	北脇 3 号墳	外
110289	下村遺跡	外	170014	天神山古墳	外
110292	北在家遺跡	外	170015	牛谷 2 号墳	外
110294	栗津遺跡	外	170016	香呂山遺跡	外
110312	山中遺跡	外	170017	皿池ノ上遺跡	外
110316	松ノ木谷遺跡	外	170018	経塚山古墳	外
110318	牛谷池遺跡	外	170019	阿弥陀 2 号墳	外
110325	入住池遺跡	外	170020	阿弥陀 3 号墳	外
110357	平野遺跡	外	170021	阿弥陀 4 号墳	外
110480	石守 2 号墳	外	170022	阿弥陀 5 号墳	外
110481	石守 3 号墳	外	170023	阿弥陀 6 号墳	外
110485	西条遺跡	外	170024	阿弥陀 7 号墳	外
110488	古代山陽道	内	170025	阿弥陀 8 号墳	外
110490	上村池遺跡	外	170026	阿弥陀 9 号墳	外
110508	石守古墳群 4 号墳	外	170027	阿弥陀 10 号墳	外
110509	石守古墳群 5 号墳	外	170028	阿弥陀 11 号墳	外
110512	野村古窯跡 1 号窯	外	170029	阿弥陀 12 号墳	外

(注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

表 4.2-45(7) 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
170030	阿弥陀 13 号墳	外	330001	風呂ノ谷池遺跡	外
170031	阿弥陀 14 号墳	外	330002	琴池遺跡	外
170032	阿弥陀 15 号墳	外	330004	西場遺跡	外
170033	阿弥陀 16 号墳	外	330005	百丁場遺跡	外
170034	阿弥陀 17 号墳	外	330006	溝ヶ沢池遺跡	外
170035	阿弥陀 18 号墳	外	330007	千波池遺跡	外
170036	谷ノ口遺跡	外	330008	相ノ山遺跡	外
170037	大日山古墳	外	330009	印南古墳	外
170038	一本松・北原遺跡	外	330010	四ツ塚池群集墳 1 号墳	外
170042	時光寺遺跡	外	330011	四ツ塚池群集墳 2 号墳	外
170043	時光寺古墳	外	330012	四ツ塚池群集墳 3 号墳	外
170046	神爪遺跡 A 地点	外	330013	四ツ塚池群集墳 4 号墳	外
170047	神爪遺跡 B 地点	外	330015	南場遺跡	外
170048	峠山遺跡	内	330016	六分一遺跡	内
170049	西浜遺跡	内	330017	広ヶ沢遺跡	内
170050	北脇遺跡	外	330018	国安遺跡	外
170051	北浜遺跡	外	330019	川北遺跡	外
170052	西山遺跡	外	330020	平見遺跡	外
170053	天川遺跡	外	330021	本田遺跡	外
170054	北山遺跡 A 地点	外	330022	下条遺跡	外
170055	日の上遺跡	外	330023	下条第 1 遺跡	外
170056	日笠山 1 号墳	外	330026	相野第 2 遺跡	外
170057	日笠山群集墳	外	330028	風呂ノ谷池遺跡	外
170058	日笠山遺跡 A 地点	外	330029	野寺遺跡	外
170059	日笠山遺跡 B 地点	外	330031	野畑池遺跡	外
170060	日笠山貝塚	外	330034	草谷埋納銭出土地	外
170061	中筋遺跡 A 地点	外	330035	入ヶ池遺跡	外
170062	中筋遺跡 B 地点	外	330036	母里遺跡	外
170063	魚橋遺跡 A 地点	外	330037	葡萄園池東側遺跡	外
170064	魚橋遺跡 B 地点	外	340001	本荘散布地	外
170065	魚橋遺跡 C 地点	外	340002	古向福勝寺構居跡	外
170066	伊保山遺跡 A 地点	外	340003	古田 2 号散布地	外
170067	伊保山遺跡 B 地点	外	340004	古田 3 号散布地	外
170068	伊保遺跡	外	340005	大中散布地	外
170069	北山遺跡 B 地点	外	340006	大中遺跡	外
170070	塩田遺跡	外	340007	野添 1 号散布地	外
170071	伊保山古窯跡	外	340008	愛宕塚古墳	外
170072	竜山 1 号墳	外	340009	野添 2 号散布地	外
170073	竜山 2 号墳	外	340010	野添 3 号散布地	外
170074	竜山 3 号墳	外	340011	野添 4 号散布地	外
170075	竜山 4 号墳	外	340012	二子 1 号散布地	外
170076	天磐船旧所在地	外	340013	二子 2 号散布地	外
170077	曾根遺跡	外	340014	二子 3 号散布地	外
170078	魚橋古窯跡	外	340015	二子 4 号散布地	外
170079	石の宝殿	外	340016	古代山陽道推定地	内
170081	竜山 5 号墳	外	340017	本庄蓮花寺構居跡	外
170082	竜山 6 号墳	外	340018	鹿の川構居跡	外
170083	竜山遺跡	外	340019	宮西構居跡	外
170084	魚崎遺跡	外	340020	古宮大池東散布地	外
170085	米田遺跡	外	340021	古宮大池西散布地	外
170086	小松原遺跡 A 地点	外	340022	本庄宮ノ北遺跡	外
170087	小松原遺跡 B 地点	外	450056	上太田 1 号墳	外
170088	小松原貝塚	外	450057	上太田 2 号墳	外
170089	蓮池遺跡	外	450058	上太田 3 号墳	外
170090	朝日町遺跡	外	450059	裏ノ谷遺跡	外
170091	幸田遺跡	外	450091	大津茂川床遺跡	外
170092	高砂城跡	外	450092	川島遺跡	外
170093	東宮町遺跡	内	450093	黒岡 1 号墳	外
170094	高砂町遺跡	内	450094	黒岡 2 号墳	外
170095	竜山採石遺跡	外	450095	黒岡 3 号墳	外
170096	竜山 7 号墳	外	450096	黒岡 4 号墳	外

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

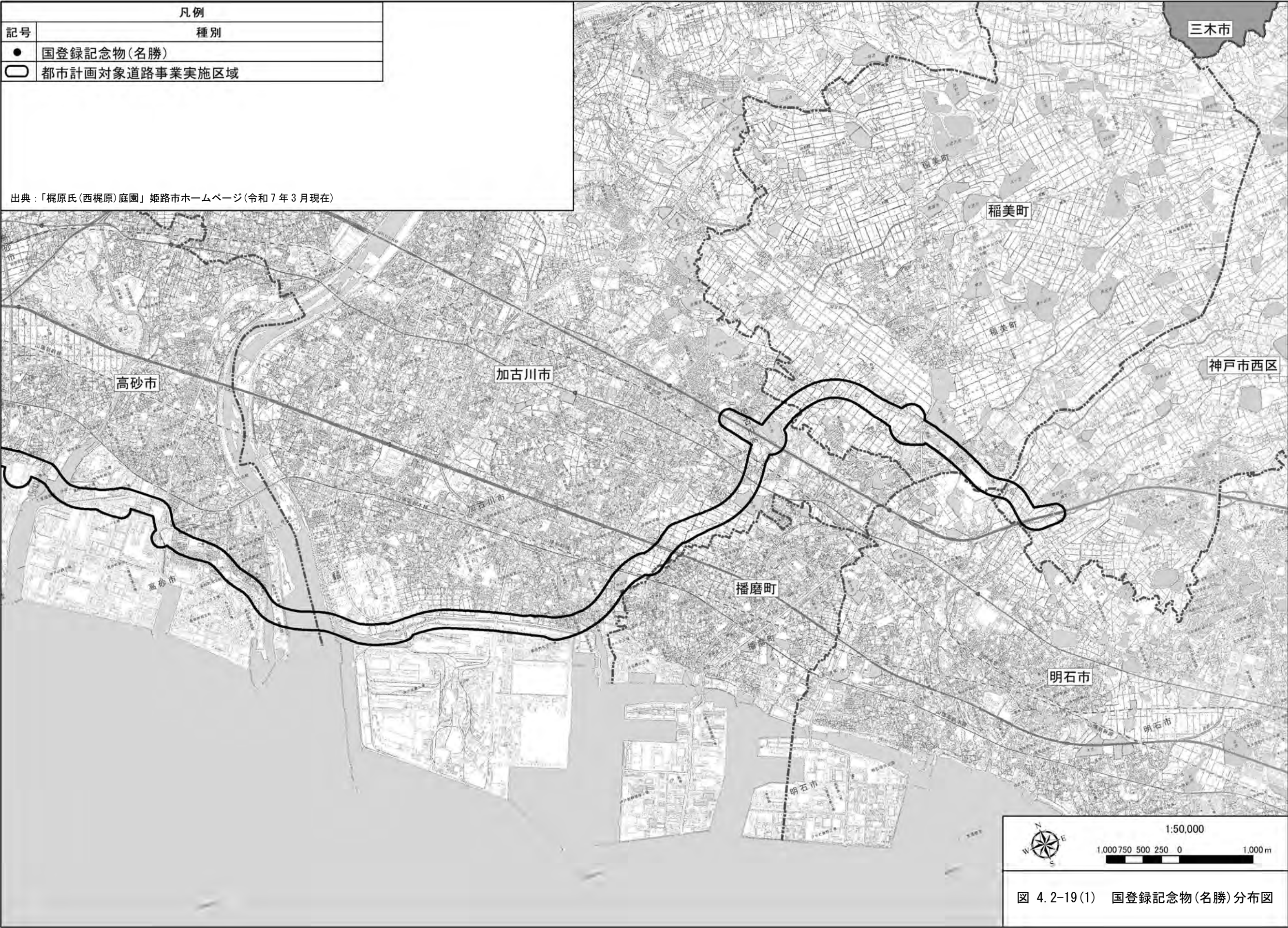
出典：「兵庫県遺跡地図」 兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

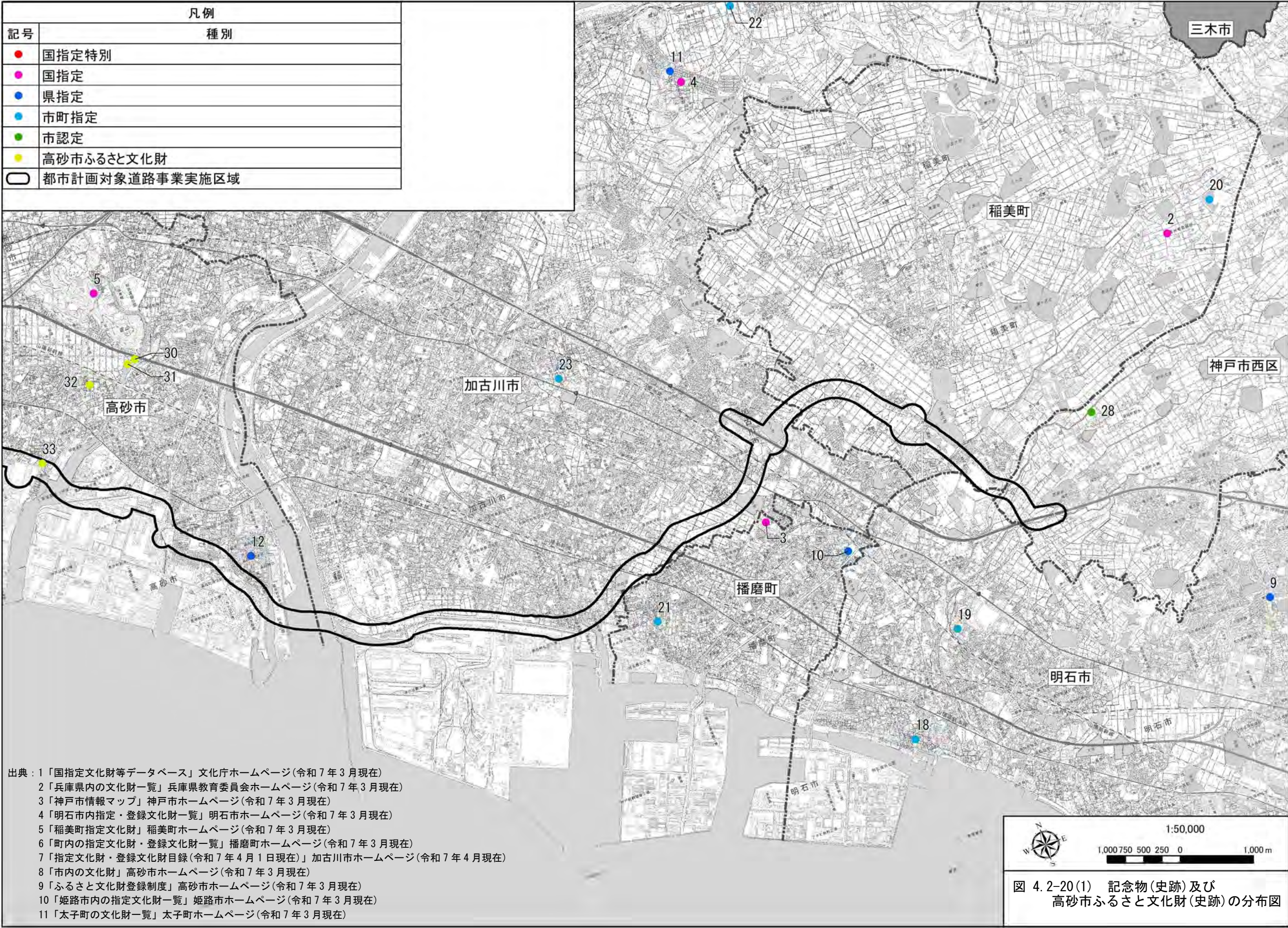
表 4.2-45(8) 埋蔵文化財包蔵地の状況

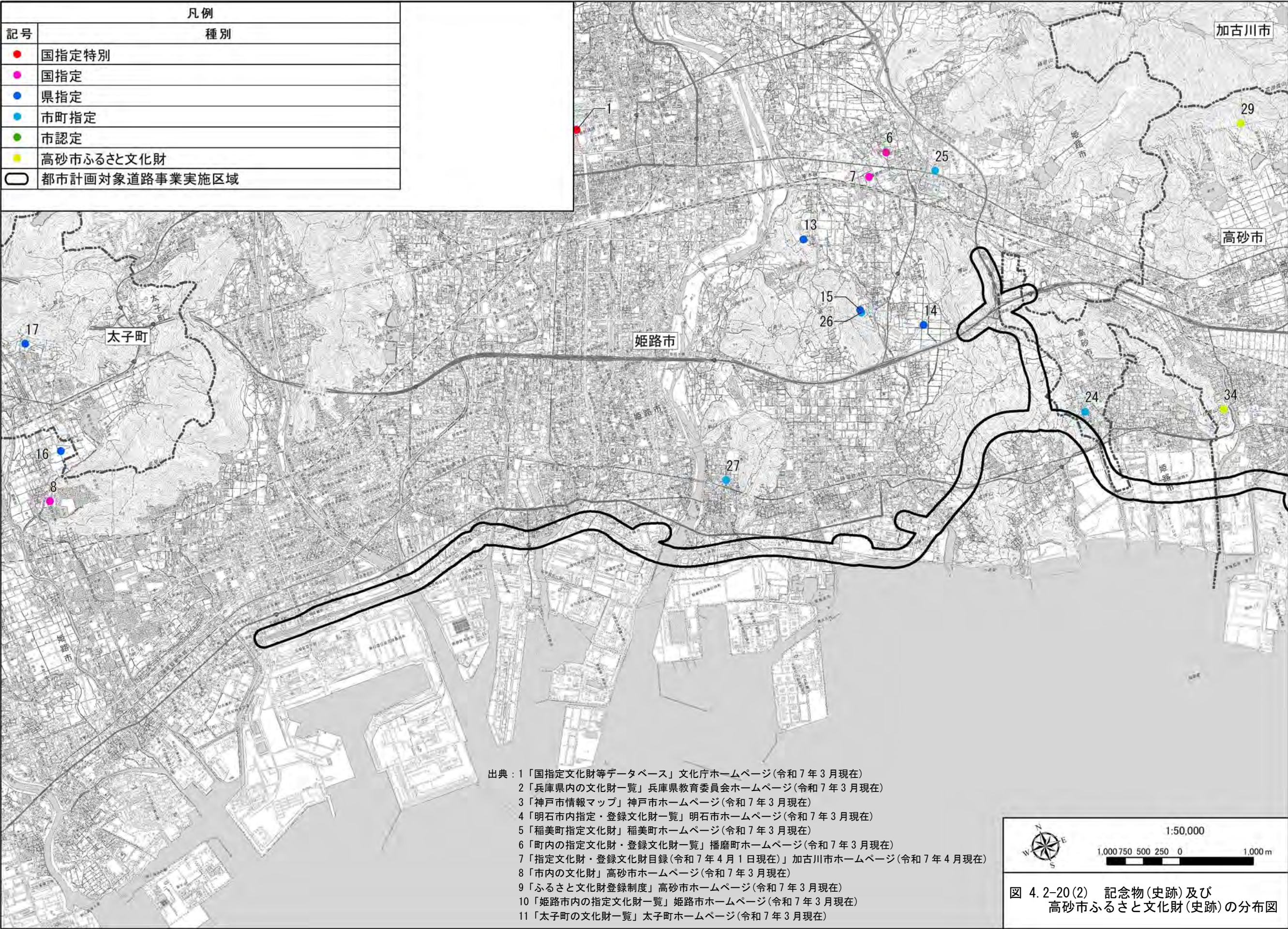
遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}	遺跡番号	遺跡の名称	区域内/外 ^{注)}
450097	黒岡 5 号墳	外	450151	山田大山 8 号墳	外
450098	黒岡 6 号墳	外	450152	山田 1 号墳	外
450099	黒岡 7 号墳	外	450153	山田 2 号墳	外
450100	黒岡 8 号墳	外	450154	山田 3 号墳	外
450101	黒岡 9 号墳	外	450155	山田 4 号墳	外
450102	黒岡 10 号墳	外	450156	山田 5 号墳	外
450103	黒岡 11 号墳	外	450157	山田 6 号墳	外
450105	黒岡山墳丘墓	外	450158	山田 7 号墳	外
450106	黒岡山古墳	外	450159	山田 8 号墳	外
450107	田中遺跡	外	450160	山田 9 号墳	外
450108	原坂遺跡	外	450161	山田 10 号墳	外
450109	楯岩城跡	外	450162	山田 11 号墳	外
450111	城山 2 号墳	外	450163	山田 12 号墳	外
450112	城山 3 号墳	外	450164	山田 13 号墳	外
450113	城山 4 号墳	外	450165	山田 14 号墳	外
450114	城山 5 号墳	外	450166	山田 15 号墳	外
450115	天神山 1 号墳	外	450167	山田遺跡	外
450116	天神山 2 号墳	外	450168	山田小丸山遺跡	外
450117	天神山 3 号墳	外	450169	山田桃山遺跡	外
450118	天神山 4 号墳	外	450170	山田雁谷山遺跡	外
450119	天神山 5 号墳	外	450171	山田畑田山遺跡	外
450120	天神山 6 号墳	外	450173	白毛 1 号墳	外
450121	天神山 7 号墳	外	450174	白毛 2 号墳	外
450122	天神山 8 号墳	外	450175	白毛 3 号墳	外
450123	鷺山 1 号墳	外	450176	白毛 4 号墳	外
450124	鷺山 2 号墳	外	450177	白毛 5 号墳	外
450125	鷺山 3 号墳	外	450178	白毛 6 号墳	外
450126	鷺山 4 号墳	外	450179	白毛 7 号墳	外
450127	鷺山 5 号墳	外	450180	白毛 8 号墳	外
450128	鷺山 6 号墳	外	450181	白毛 9 号墳	外
450129	鷺山 7 号墳	外	450182	白毛 10 号墳	外
450130	鷺山 8 号墳	外	450183	白毛 11 号墳	外
450131	鷺山 9 号墳	外	450184	白毛 12 号墳	外
450132	郷ノ谷 1 号墳	外	450185	白毛 13 号墳	外
450133	郷ノ谷 2 号墳	外	450186	原沼遺跡	外
450134	郷ノ谷 3 号墳	外	450187	原北町古墳	外
450135	郷ノ谷 4 号墳	外	450188	塚村 1 号墳	外
450136	郷ノ谷 5 号墳	外	450189	塚村 2 号墳	外
450137	郷ノ谷 6 号墳	外	450190	塚村 3 号墳	外
450138	北山 1 号墳	外	450191	塚村 4 号墳	外
450139	北山 2 号墳	外	450192	塚村 5 号墳	外
450140	北山 3 号墳	外	450193	塚村 6 号墳	外
450141	北山 4 号墳	外	450241	黒岡 12 号墳	外
450142	北山 5 号墳	外	450242	黒岡 13 号墳	外
450143	北山 6 号墳	外	450243	天神山 9 号墳	外
450144	山田大山 1 号墳	外	450247	山田大山 9 号墳	外
450145	山田大山 2 号墳	外	450248	山田大山 10 号墳	外
450146	山田大山 3 号墳	外	450249	山田大山 11 号墳	外
450147	山田大山 4 号墳	外	450250	山田大山 12 号墳	外
450148	山田大山 5 号墳	外	450251	山田大山 13 号墳	外
450149	山田大山 6 号墳	外	450252	茶ノ木遺跡	外
450150	山田大山 7 号墳	外			

注) 区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。

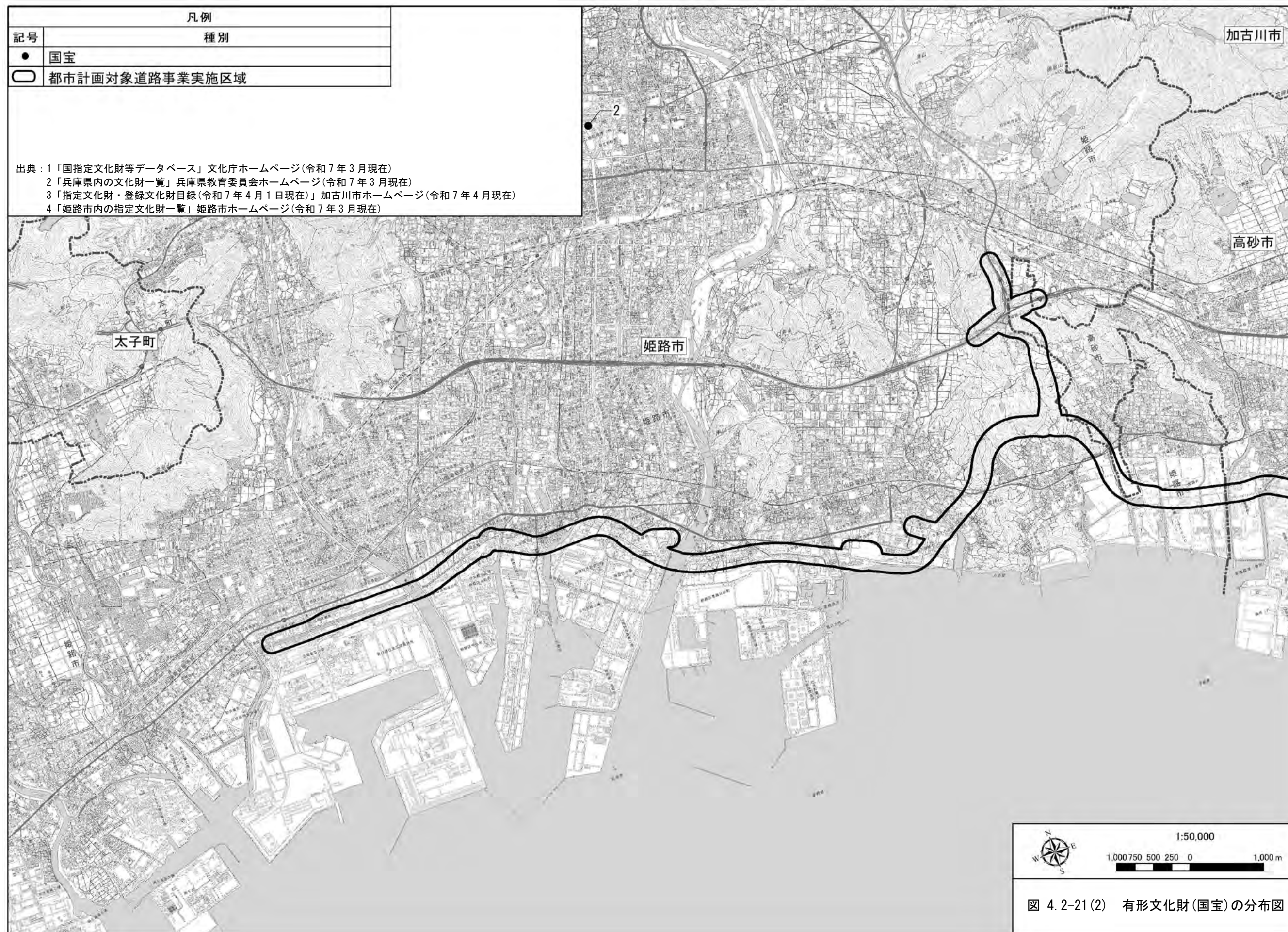
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

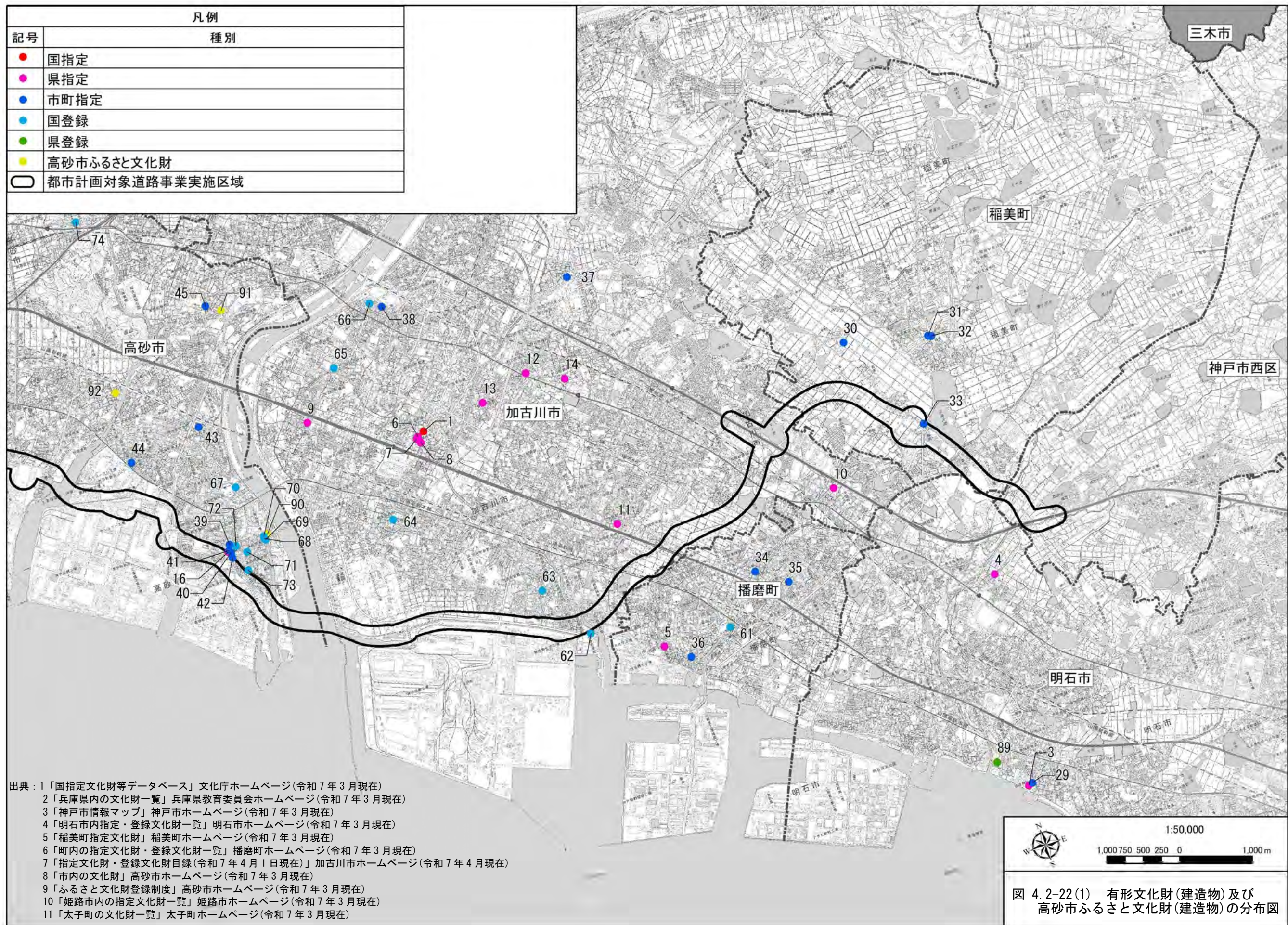


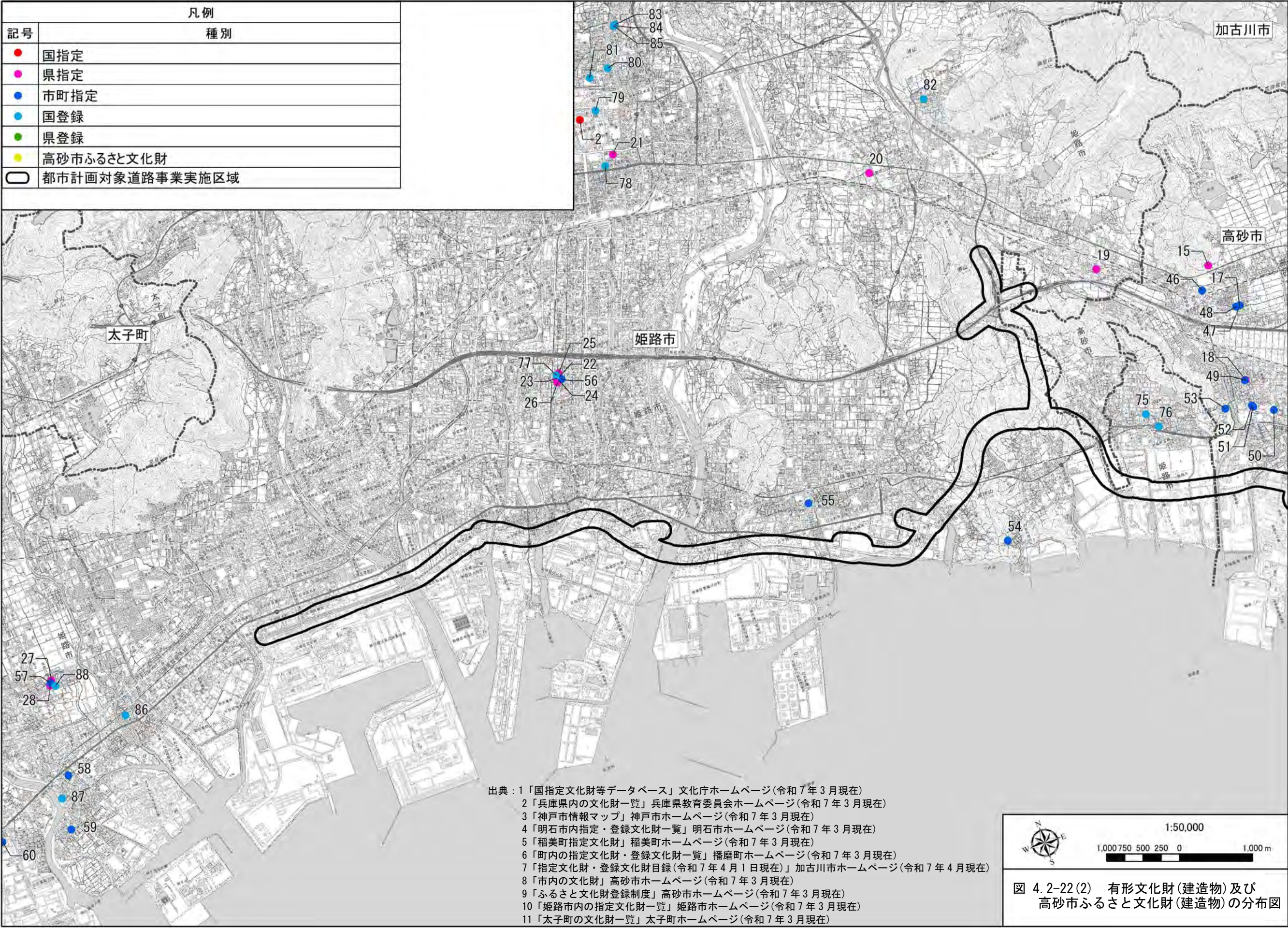


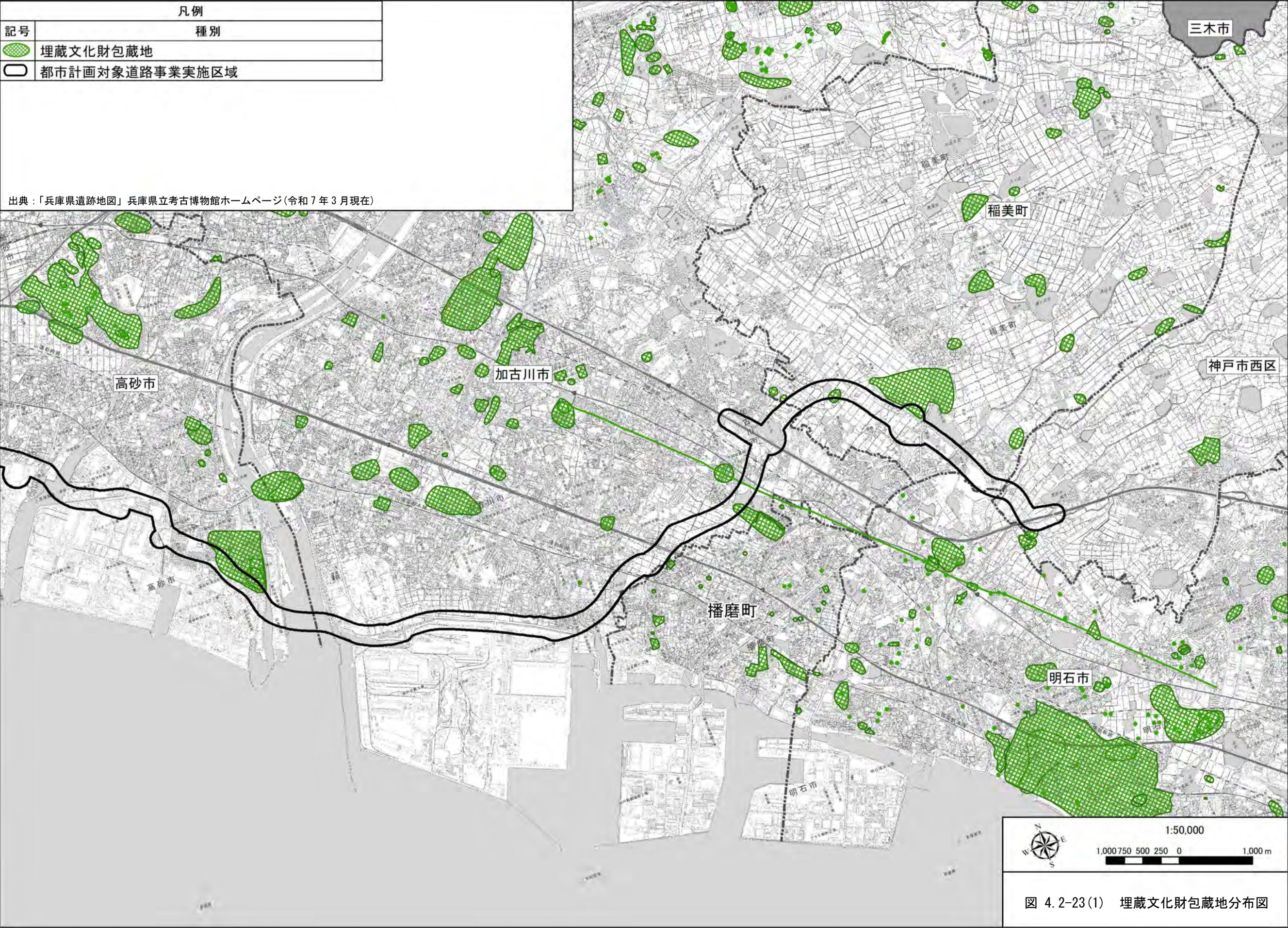


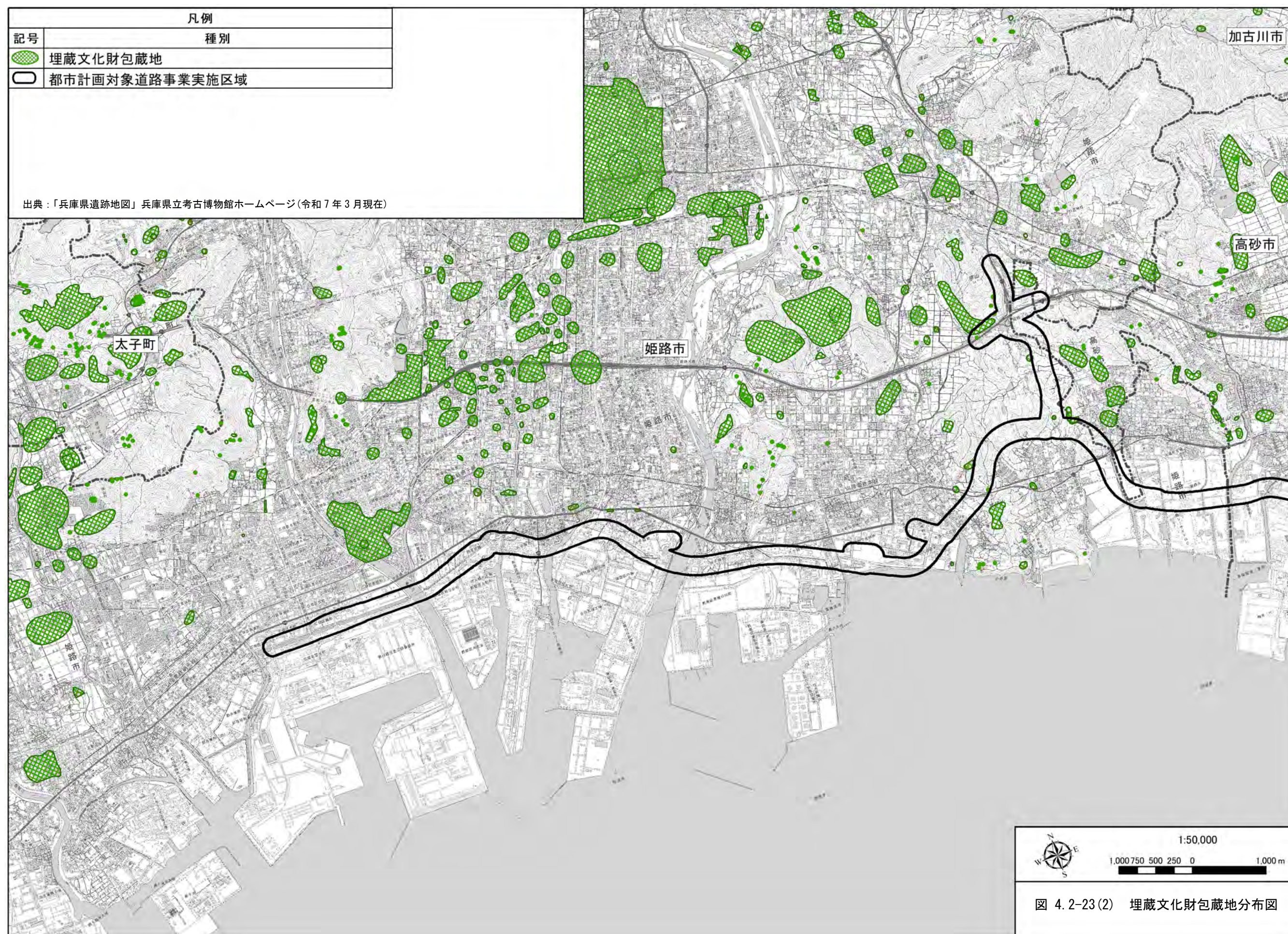












13) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定による風致地区の指定はありません。

14) 環境基本法第16条第1項の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた、大気汚染に係る環境基準を、表4.2-46に示します。

表 4.2-46 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化イオウ	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

(2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定により定められた、騒音に係る環境基準を表 4.2-47 に、調査区域における地域のタイプの指定状況を図 4.2-24 に示します。

騒音に係る環境基準については、加古川市の一部で AA 類型に指定されているほかは、主に住居専用地域は A 類型及び B 類型、商業、工業地域は C 類型に指定されています。

表 4.2-47 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とします。

注 2) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。

注 3) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

注 4) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とします。

注 5) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とします。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

ただし、表 4.2-48 に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という。)については、表 4.2-47 によらず表 4.2-48 の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

表 4.2-48 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とします。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 4.2-48 にかかわらず、特例として表 4.2-49 の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

表 4.2-49 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとします。

(1) 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)

(2) (1)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和 40 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとします。

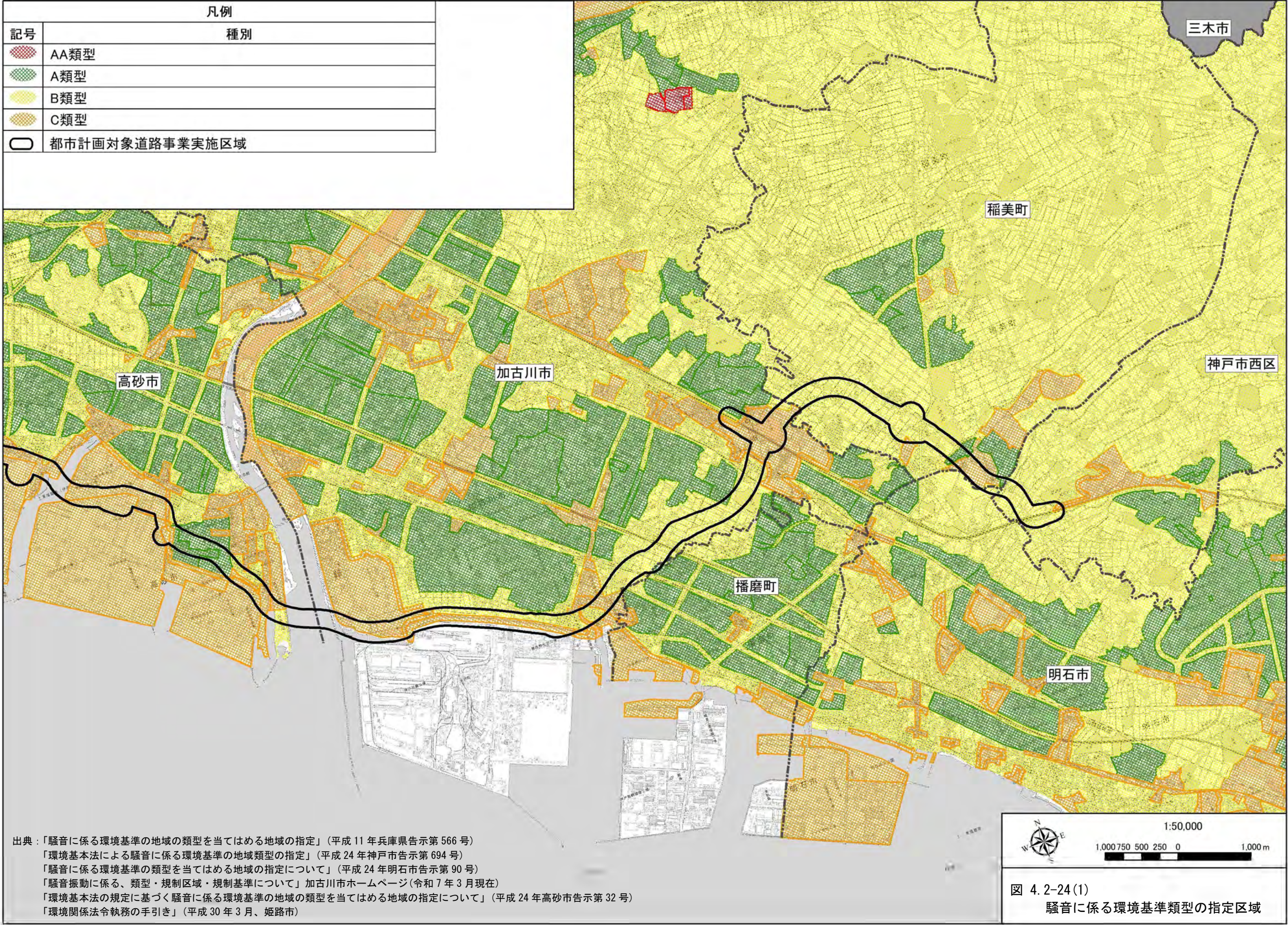
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル

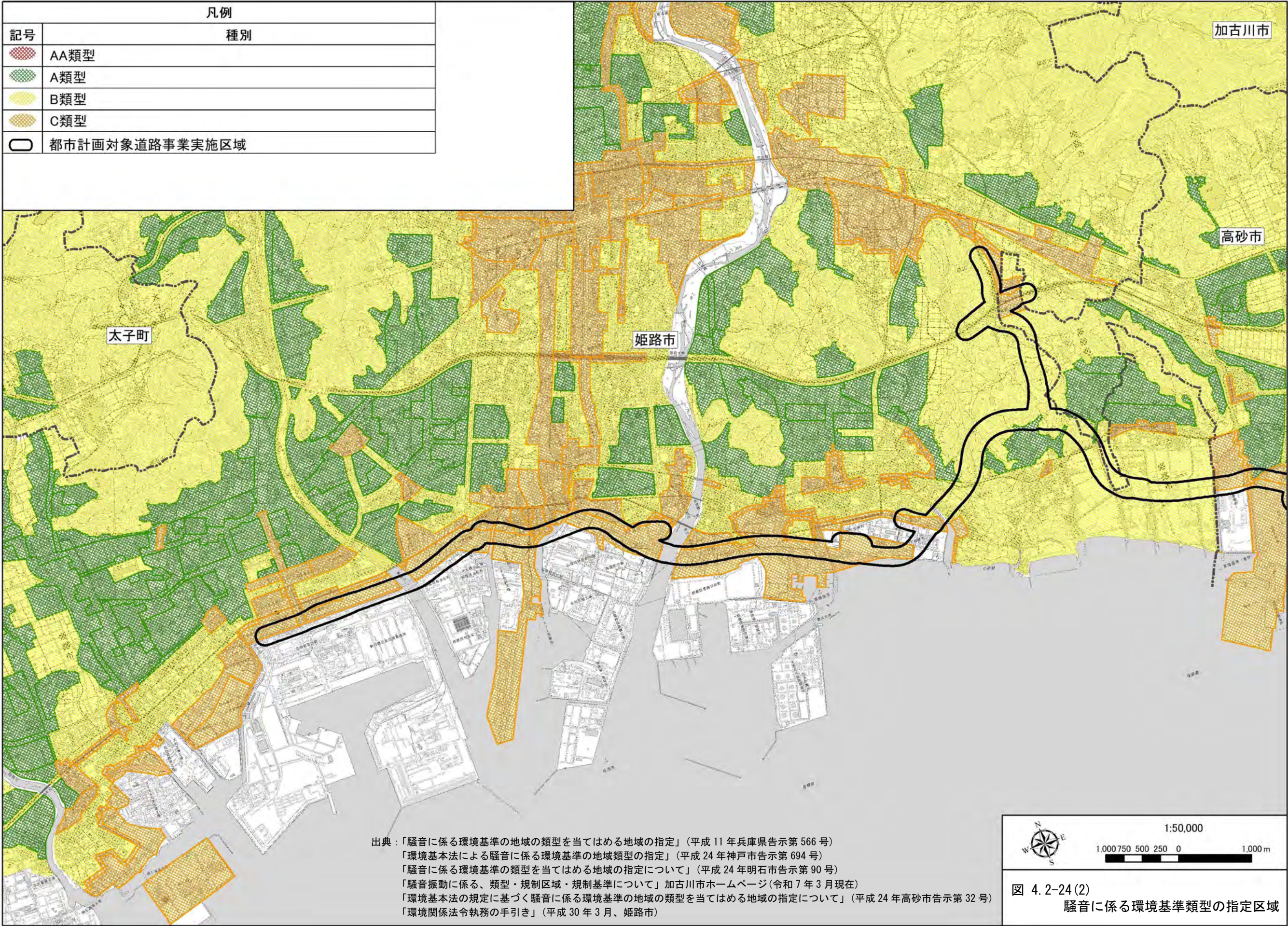
(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

注 3) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とします。

出典 : 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企第 257 号)





(3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準を表4.2-50に、生活環境の保全に関する環境基準を表4.2-51及び表4.2-52に示します。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-53に示します。

水質に係る環境基準の指定状況について、生活環境の保全に関する環境基準については、調査区域における河川及び海域の類型指定状況を表4.2-54～表4.2-55及び図4.2-25に示します。夢前川の上流域でA類型、加古川、市川、夢前川及び揖保川の下流域でB類型、船場川の下流域及び別府川でC類型、喜瀬川でD類型に指定されています。海域では沿岸部で概ねB類型及びC類型、全室素・全りんについてはⅡ類型及びⅢ類型に指定されています。人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されています。また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されています。

表 4.2-50 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下、「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 4.2-51(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。) 3 水道 1 級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。) 6 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 4.2-51(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 4.2-52(1) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。 2 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 4. 2-52(2) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0. 2mg/L 以下	0. 02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0. 3mg/L 以下	0. 03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0. 6mg/L 以下	0. 05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0. 09mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲されます。

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲されます。

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲されます。

注 3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0. 02mg/L 以下	0. 001mg/L 以下	0. 01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 01mg/L 以下	0. 0007mg/L 以下	0. 006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4. 0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3. 0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2. 0mg/L 以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-53 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質を除く。)に係る環境基準

媒体	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は、年間平均値とする。	

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用します。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 4.2-54 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況(河川)

水域の名称		該当水域	類型	達成期間
喜瀬川		本流全域	D	ハ
別府川		本流全域	C	ハ
加古川	下流	篠山川合流点より下流	B	ロ
市川	下流	仁豊野橋より潮止えん堤まで	B	ロ
船場川	下流	保城橋から下流	C	イ
夢前川	上流	蒲田橋より上流	A	イ
	下流	蒲田橋より潮止えん堤まで	B	イ
揖保川	下流	林田川合流点より下流	B	ハ

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-51 に示します。

注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとします。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とします。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内に可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果(令和 5 年度)」(令和 6 年 7 月、兵庫県環境部)

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」(環水管 126 号)

表 4.2-55(1) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況(海域)

水系	水域の名称	類型	達成期間
播磨灘	播磨海域(1)、(2)	C	イ
	播磨海域(3)、(4)	C	ロ
	播磨海域(5)～(9)	C	イ
	播磨海域(11)	B	ロ
	播磨海域(13)	A	イ

注1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示します。

注2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとします。なお、「ハ」は遅くとも概ね10年以内に達成することを目途とします。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果(令和5年度)」(令和6年7月、兵庫県環境部)

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」(環水管126号)

表 4.2-55(2) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況(海域)

水系	水域の名称	類型	達成期間
播磨灘	播磨灘(ロ)	Ⅲ	イ
	播磨灘(ハ)	Ⅲ	イ
	播磨灘(ニ)	Ⅱ	イ

注1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示します。

注2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとします。なお、「ハ」は遅くとも概ね10年以内に達成することを目途とします。

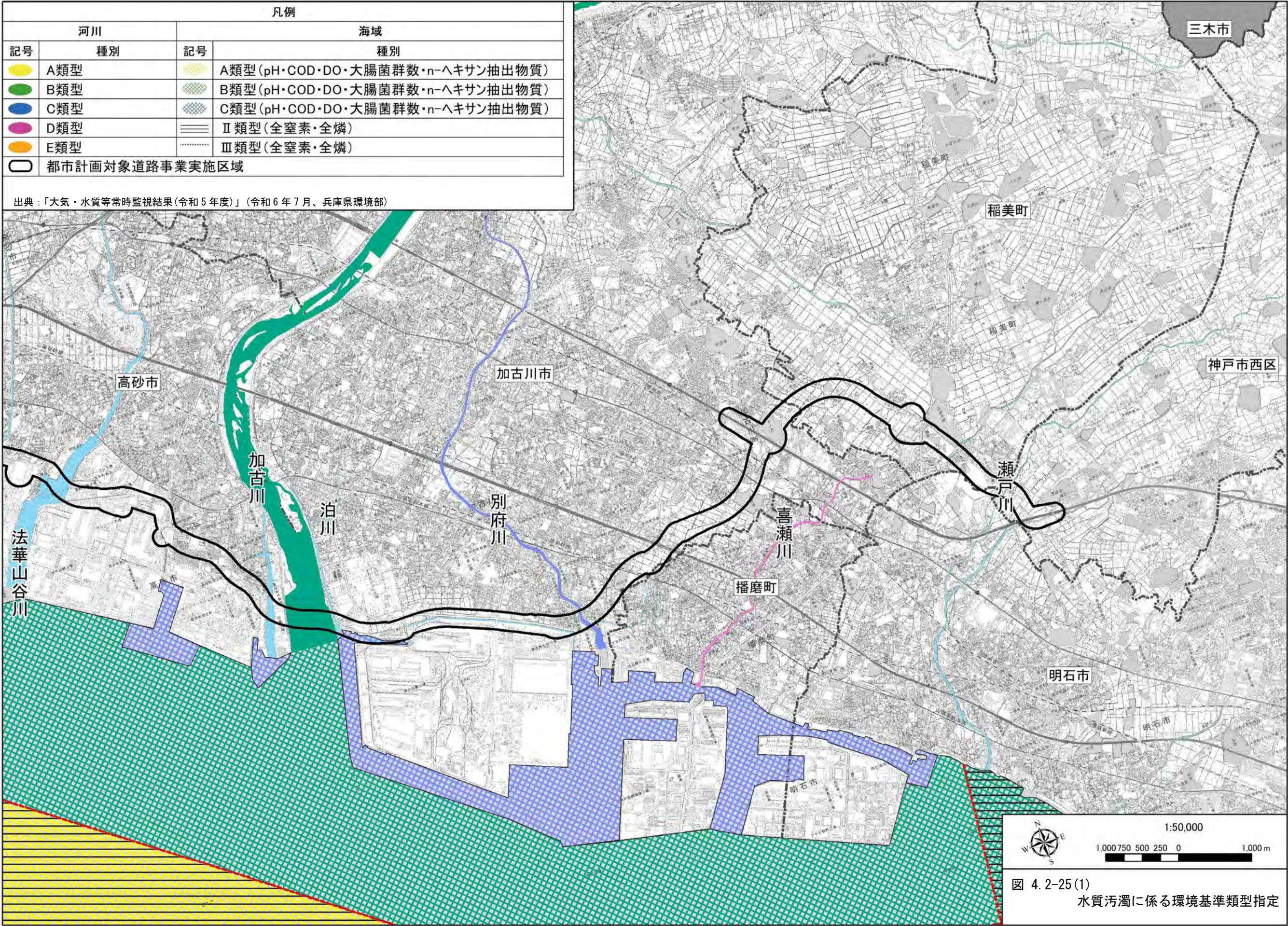
達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「大気・水質等常時監視結果(令和5年度)」(令和6年7月、兵庫県環境部)

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」(環水管126号)



(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2-56 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年総理府令第 67 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表 4.2-53 に示します。

表 4.2-56 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年総理府令第 67 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準を表 4.2-57 に示します。

表 4.2-57 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

媒体	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下
備考 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用します。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表4.2-58に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年総理府令第67号)第7条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表4.2-59に示します。

表 4.2-58 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)

表 4.2-59 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

15) 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 17 条の規定に基づく公害防止計画の策定地域として、表 4.2-60 に示すとおり、神戸市及び加古川市が対象とされています。

表 4.2-60 現在公害防止対策事業計画を有している地域の同計画の策定地域等

地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害防止対策事業等			
		下水道	しゅんせつ等	農用地客土等	ダイオキシン類対策
兵庫地域 (兵庫県)	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、 加古川市、宝塚市、川西市	○	—	—	—

出典：「公害防止対策事業計画の策定地域等一覧」環境省ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

16) 騒音規制法第3条第1項及び第17条第1項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に規定する自動車騒音の限度を表4.2-61に、調査区域における自動車騒音の規制区域を図4.2-26に示します。

自動車騒音の限度について、主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域はa区域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域はb区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(臨港地区・空港は除く)はc区域に定められています。

表 4.2-61 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注1) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいいます。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとします。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

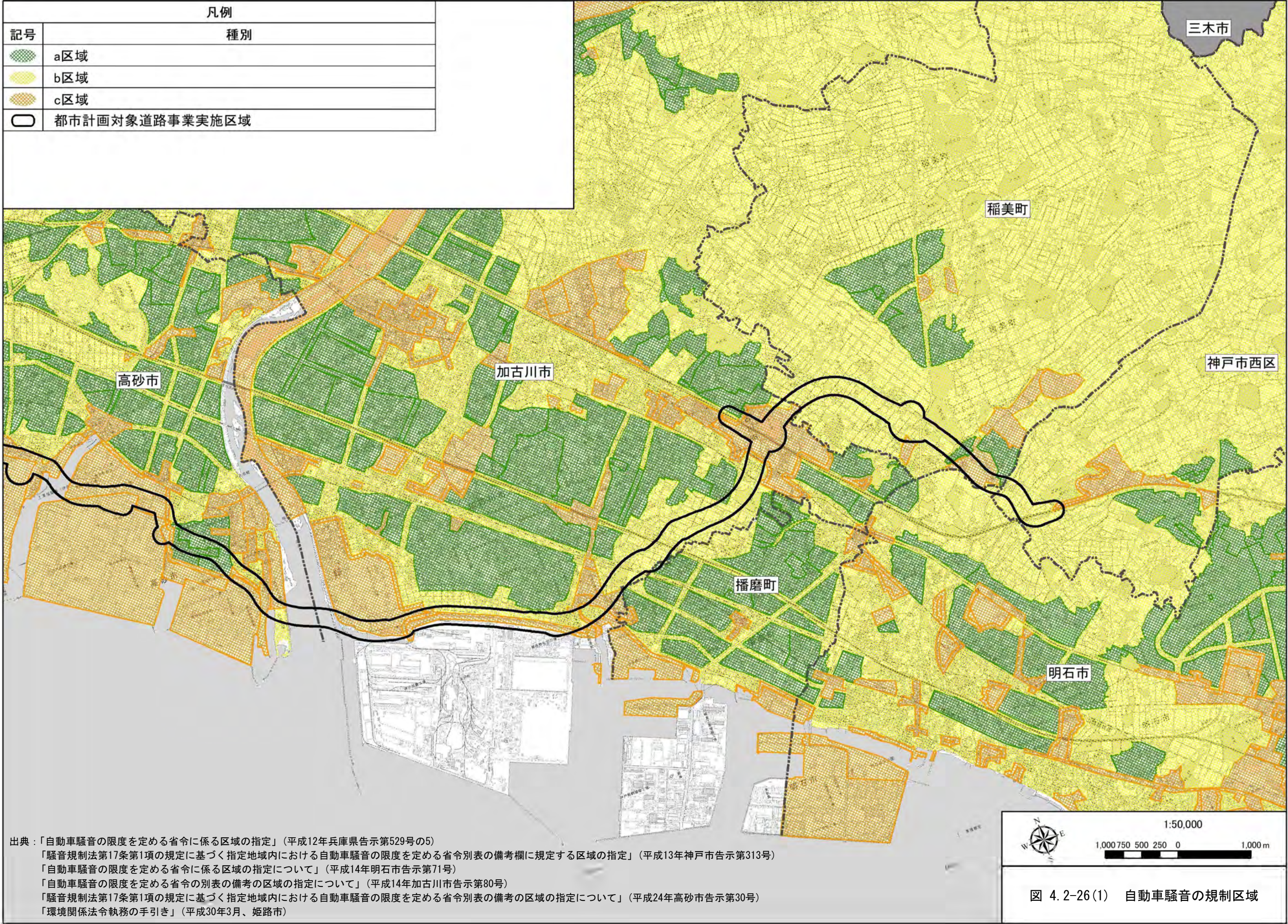
表4.2-61に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mの範囲までをいう。)に係る限度は、表4.2-61にかかわらず、表4.2-62に掲げるとおりとなります。

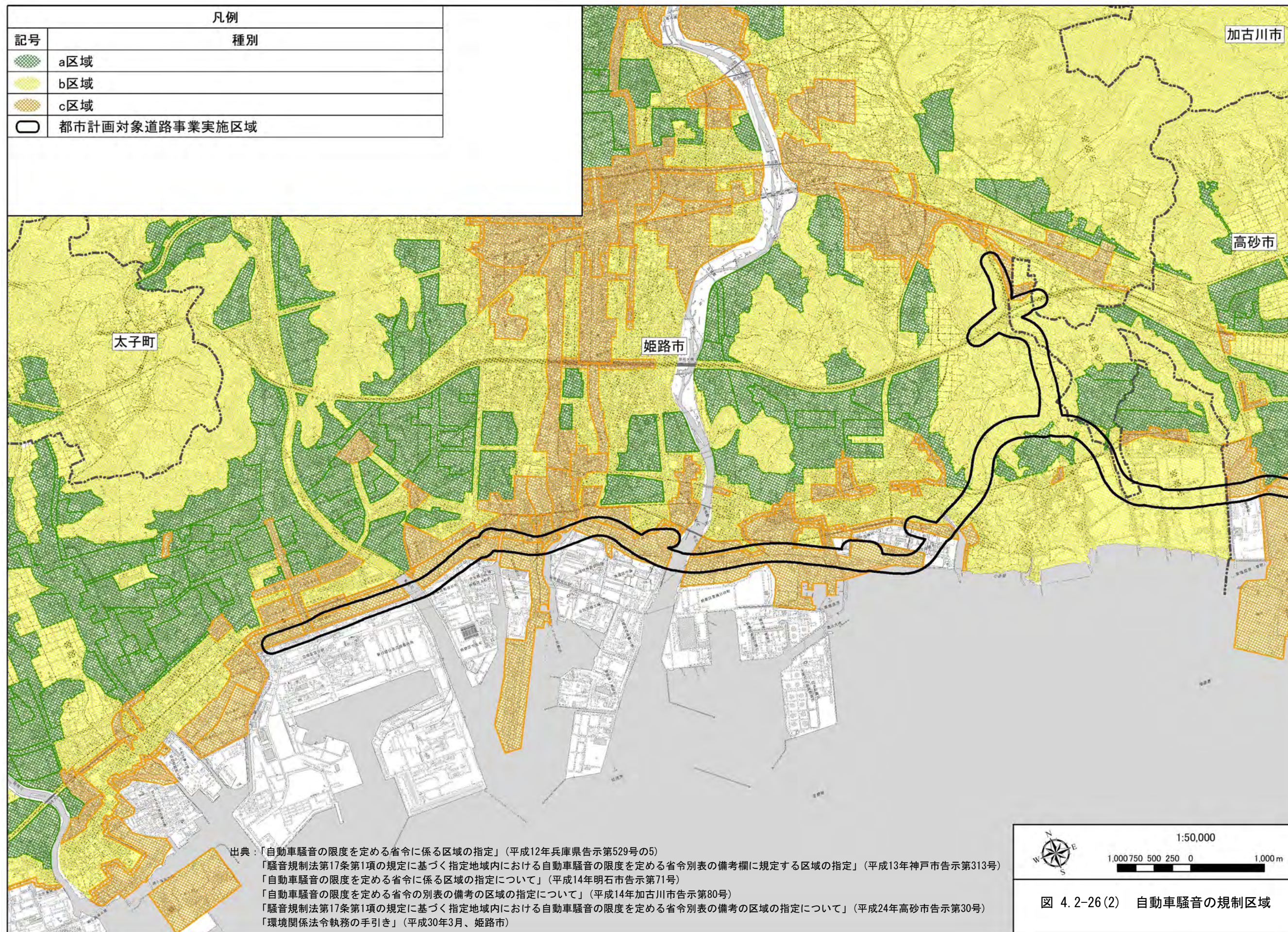
表 4.2-62 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

基準値	
昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとします。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)





17) 騒音規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4.2-63、特定建設作業を表4.2-64に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図4.2-27に示します。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制について、兵庫県では主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第1号区域を除く区域(一部地域を除く)が第2号区域に定められています。

また、兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年兵庫県条例第28号)に基づく騒音に係る特定建設作業を表4.2-65に示すとおり定めています。

高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」(平成11年高砂市条例第1号)に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を表4.2-66に示すとおり定めています。

姫路市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「姫路市公害防止条例」(昭和48年姫路市条例第1号)に基づく騒音に係る特定建設工事を表4.2-67に示すとおり定めています。

表 4.2-63 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目		騒音の基準	適用除外
騒音の大きさ	基準値	85 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第1号区域	午後7時～翌日午前7時の時間内にないこと	A B C D
	第2号区域	午後10時～翌日午前6時の時間内にないこと	
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと	A B
	第2号区域	14時間/日を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注) 適用除外は以下に示すとおりです。

- A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
- D 「道路法」(昭和27年法律第180号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
- E 「道路法」(昭和27年法律第180号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F 「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

表 4.2-64 騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年政令第 324 号)

表 4.2-65 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業(もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用するものを除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)を設けて行う作業又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタル製造作業を除く。)
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成 8 年兵庫県規則第 1 号)

表 4.2-66 高砂市環境保全条例に基づく特定建設作業及び設備基準

	作業の種類	設備基準
1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）	くい打作業は、アースオーガー併用工法又はこれと同等以上の防音もしくは防振効果を有する工法により、施工すること。
2	びょう打機を使用する作業	固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。 びょう打機を使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。 作業時には、金属性資材等を防音材で被覆すること。
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。）	作業地の住宅に面する境界線上に作業現場の高さより 1m 以上高い防音、防じん設備を設置すること（建物内での作業を除く。）。 原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）	塗料又はモルタル吹付作業を行う場合は、塗料等の飛散防止カバーを設置すること。 原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）	全工程密閉構造のプラントを設置すること。 アスファルトプラントの煙突高は、15m 以上とすること。 骨材の搔寄作業は、自動機械設備により行うこと。 作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業	解体建物の周囲に当該建物の高さより 1m 以上高い防音、防じん設備を設置すること。 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。 散水設備を設置すること。
8	すべての特定建設作業	粉じんの発生を防止するため、散水設備を設けること。 粉じんの飛散を防止するため、作業場周囲にネット等の防じん設備を設けること。 使用する機器については、低騒音及び低振動型の機器を使用すること。 発生する廃棄物については、適正に再利用又は処分すること。 発生する残土については、生活環境に支障を及ぼさないよう、再利用又は処分すること。

出典：「高砂市環境保全条例施行規則」（平成 11 年高砂市規則第 37 号）

表 4.2-67 姫路市公害防止条例に基づく特定建設工事

1	インパクトレンチ又はこれに類するものを使用する作業を行う工事
2	もんけんを使用する作業を行う工事
3	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)を行う工事
4	振動ローラー、タイヤローラー又はロードローラーのてん圧機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)を行う工事
5	コンクリートポンプ車を使用する作業を行う工事
6	クレーンを使用する作業を行う工事
7	発破作業を行う工事

出典：「姫路市公害防止条例施行規則」（昭和 49 年姫路市規則第 25 号）

